資料３

令和７年度障がい者共生地域活性化支援業務委託

企画提案審査要領

令和７年２月

岩　手　県

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「令和７年度障がい者共生地域活性化支援事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための企画提案の審査の指針等について定めるものである。

１　審査機関

(1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとする。

(2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションについて、下記４に定める審査基準等に基づき審査を行うものとする。

２　審査方法

(1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。

(2) 委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目毎に評価・評点を行い、委員毎に上位３位まで順位点（１位＝５点、２位＝３点、３位＝１点）を付し、それを委員会で合計した総合得点により順位を付すものとする。

なお、総合得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。

(3) 応募者が１者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

３　審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

４　審査基準等

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は別紙のとおりとする。